

第二十五回国会 衆院

社会労働委員会議録 第七号

昭和三十一年十一月二十八日(水曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長代理 理事中川 俊思君

理事大坪 保雄君 理事藤本 拾助君

理事岡 良一君 理事瀧井 義高君

植村 武一君 大橋 武夫君

小川 半次君 越智 茂君

加藤鎌五郎君 草野一郎平君

小林 郁君 田子一民君

田中 正巳君 八田 貞義君

亘 四郎君 井堀 繁雄君

長谷川 保君 八木 一男君

横錢 重吉君 莽君

中原 健次君 吉川 兼光君

出席政府委員

厚生政務次官 山下 春江君

長谷川 保君 小沢 萌君

衆衛生局長 正義君

厚生事務官 (公

社子集新聞社 代表取締役) 幸四郎君

労働事務官 (労政 山崎 五郎君

局労働組合課長) 参考人 (千葉新聞社 代表取締役) 平野 久夫君

参考人 (千葉新聞社 代表取締役) 須田 守正君

参考人 (千葉新聞社 代表取締役) 山村 実君

専門員 川井 章知君

十一月二十六日

委員加藤精三君、松岡松平君、松澤

雄藏君及び山本勝市君辞任につき、その補欠として松村謙三君、濱野清

吉君、中島茂喜君及び高橋等君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日
委員権兼次郎君辞任につき、その補欠として岡良一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日
委員岡本隆一君、佐々木良作君、多賀谷稔君、八木昇君及び渡邊物藏君辞任につき、その補欠として横錢重吉君、阿部五郎君、山口シヅエ君、長谷川保君及び三宅正一君が議長の指名で委員に選任された。

同日
理事赤松勇君理事辞任につき、その補欠として岡良一君が理事に当選した。

十一月二十六日
性病予防法等の一部を改正する法律案 (第二十四回国会閣法第一六号、参議院継続審査)
身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案 (第二十四回国会閣法第一五号、参議院継続審査)
厚生事務官 (株式会社社子集新聞社) 代表取締役 平野 久夫君
参考人 (千葉新聞社 代表取締役) 須田 守正君
参考人 (千葉新聞社 代表取締役) 山村 実君

吉君 (第二五六号)
同月二十七日
保健所新設に関する陳情書 (札幌市私立保育所並びに私立母子寮の指置費基準額引上げに関する陳情書 (札幌市議会議長斎藤忠雄) (第二五二号)
第二条 生活保護法 (昭和二十五年十一月二十八日)

吉君、中島茂喜君及び高橋等君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十七日
委員権兼次郎君辞任につき、その補欠として岡良一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十八日
委員岡本隆一君、佐々木良作君、多

賀谷稔君、八木昇君及び渡邊物藏

君辞任につき、その補欠として横錢

重吉君、阿部五郎君、山口シヅエ君、

長谷川保君及び三宅正一君が議長の

指名で委員に選任された。

同日
理事赤松勇君理事辞任につき、その

補欠として岡良一君が理事に当選し

た。

十一月二十六日
性病予防法等の一部を改正する法律案 (第二十四回国会閣法第一六号、参議院継続審査)
身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案 (第二十四回国会閣法第一五号、参議院継続審査)
厚生事務官 (株式会社社子集新聞社) 代表取締役 平野 久夫君
参考人 (千葉新聞社 代表取締役) 須田 守正君
参考人 (千葉新聞社 代表取締役) 山村 実君

十一月二十七日
保健所新設に関する陳情書 (札幌市私立保育所並びに私立母子寮の指置費基準額引上げに関する陳情書 (札幌市議会議長斎藤忠雄) (第二五三号)
第二条 生活保護法 (昭和二十五年十一月二十八日)

国立公園部の昇格に関する陳情書

(三重県鳥羽市鳥羽町財團法人伊勢志摩国立公園協会長石原円吉) (第二五五号)

南島町の国立公園伊勢志摩に編入の陳情書 (三重県鳥羽市鳥羽町財團法

人伊勢志摩国立公園協会長石原円

吉) (第二五六号)

国立公園施設整備に対する国庫補助

(東京都渋谷区原宿三丁目二百六番地) (第三四四号)

制度復活の陳情書 (三重県鳥羽市鳥羽町財團法人伊勢志摩国立公園協会

長石原円吉) (第二五七号)

伊勢志摩国立公園の施設整備に関する陳情書 (三重県鳥羽市鳥羽町財團

法人伊勢志摩国立公園協会長石原円

吉) (第二五八号)

現地復員元軍人軍属の遺族援護に関する陳情書 (佐賀県議会議長山下徳夫) (第二八二号)
水道公团法の制定促進に関する陳情書 (郡山市長丹治盛重外十五名) (第二九号)
環境衛生関係業の運営の適正化に関する法律制定の陳情書 (郡山市監修官) (第二九号)
寄生虫病予防法の一部を改正する法律案 (第二十四回国会衆法第四九号、参議院継続審査)
健康保険法の一部を改正する法律案 (済井義高君外十一名提出、衆法第一号)
医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案 (藤本捨助君外三十三名提出、衆法第二号)
労使関係 (株式会社千葉新聞社の争議問題) に関する件

世帯更生資金の増額等に関する陳情書 (東京都渋谷区原宿三丁目二百六

番地) 社会福祉法人全国社会福祉の申し出がありましたがこれを許可

協議会長田子一民) (第三四五号)

靖国会館財團法人日本遺族会長高橋

龍太郎) (第三四五号)

を本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の互選

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案 (第二十四回国会閣法第一五号、参議院継続審査)
性病予防法等の一部を改正する法律案 (第二十四回国会閣法第一六号、参議院継続審査)
寄生虫病予防法の一部を改正する法律案 (第二十四回国会衆法第三二号、参議院継続審査)
健康保険法の一部を改正する法律案 (第二十四回国会衆法第四九号、参議院継続審査)
医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案 (藤本捨助君外三十三名提出、衆法第二号)
労使関係 (株式会社千葉新聞社の争議問題) に関する件

まず理事の互選についてお諮りいた

ます。理事の赤松勇君より理事辞任

します。理事の赤松勇君より理事辞任

します。よって赤松勇君よりの理事辞任

の申し出はこれを許可することとし

ます。

その補欠には岡良一君を指名いたしま

す。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○中川委員長代理 御異議なしと認め

ます。

その補欠には岡良一君を指名いたしま

す。

か。

○中川委員長代理 御異議なしと認め

ます。

その申出はこれを許可することとし

ます。

〔了〕

法律第百四十四号)の一部を次の
ように改正する。

第四十九条中「病院又は診療所」
を「病院若しくは診療所又は薬局」に、「病
院、診療所若しくは薬局」に、「医
師、歯科医師若しくは薬剤師」を
「医師若しくは歯科医師」に改め
る。

(結核予防法の一部改正)

第三条 結核予防法(昭和二十六年
法律第九十六号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三十四条第一項及び第三十六
条第一項中「病院又は診療所」を
「病院若しくは診療所又は薬局」に
改める。

(未帰還者留守家族等援護法の一
部改正)

第四条 未帰還者留守家族等援護法
(昭和二十八年法律第六十一年号)
の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「厚生大臣の
指定する医療機関」を「厚生大臣
の指定する病院若しくは診療所又
は薬局」に改める。
(国民健康保険法の一部改正)

第五条 国民健康保険法(昭和十三
年法律第六十号)の一部を次のよ
うに改正する。

第八条ノ十九第二項中「医師又
ハ歯科医師」を「医師、歯科医師
又ハ薬剤師」に改める。

第五十六条第一項中「医師若ハ
歯科医師」を「医師、歯科医師若
ハ薬剤師」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行
する。

附 則

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行
し、昭和三十一年四月一日から適
用する。

2 昭和二十九年度分及び昭和三十
年度分の予算に係る負担金につい
ては、なお従前の例による。

2 この法律による改正前の生活保
護法第四十九条の規定により都道
府県知事が指定した薬剤師がこの
法律の施行の際現に調剤に従事し
ている薬局は、この法律による改
正後の同法同条の規定により都道
府県知事が指定した薬局とみな
す。

性病予防法等の一部を改正する法
律案(第二十四回国会内閣提出、
参議院送付)

性病予防法等の一部を改正する
法律

(性病予防法の一部改正)

第一条 性病予防法(昭和二十三年
法律第六十七号)の一部を次のよ
うに改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

「(保健所にあわせて設置された診
療所に要する費用については、三
分の(一)」を加える。

(補助金等の臨時特例等に関する
法律の一部改正)

第二条 補助金等の臨時特例等に關
する法律(昭和二十九年法律第百
二十九号)の一部を次のように改
正する。

第九条 削除
(第九条を次のように改める。)

寄生虫病予防法の一部を改正する
法律案(第二十四回国会本院提出、
参議院送付)

寄生虫病予防法(昭和六年法律第
五十九号)の一部を次のように改正
する。

第二条第二項中「第七条」を「第
七条第一項」に改める。

第三条の次に次の二条を加える。

「第三条ノ二 厚生大臣ハ日本住血
虫病ノ予防ノ為當該病原虫ノ中間
宿主タル巻貝ノ棲息地帶ニ於ケル
コンクリート造ノ構築新設ノ基本
計画ヲ決定スベシ

前項ノ基本計画ハ関係都道府県知
事ノ意見ヲ聴取シテ決定スペキモ
ノトシ昭和三十二年度以降十箇年
ニ亘ル内容タルベキモノトス

基本計画ノ決定セラレタル後特別
ノ必要生ジタル場合ニ於テハ関係
都道府県知事ノ意見ヲ聴取シテ當
該基本計画ヲ変更スルコトヲ得

厚生大臣ハ基本計画ヲ決定シ又ハ
変更シタルトキハ之ヲ関係都道府
県知事ニ通知スベシ

第三条ノ三 厚生大臣ハ毎年度其ノ
年度ノ開始前迄ニ関係都道府県知
事ノ意見ヲ聴取シテ基本計画ニ基
ク当該年度ノ実施計画ヲ決定シ之
ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ

○中川委員長代理 右三案についての
趣旨の説明は、お手元に配付いたして
ございまます資料によつて御了承願いま
す。

次に質疑に入るのですが、發
言の通告もありませんし、討論の通告
もございませんので、直ちに採決する
に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中川委員長代理 御異議なしと認め
ます。よつて三法案は、いずれも原案
通り可決すべきものと決しました。

三法案を原案の通り可決するに御異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○中川委員長代理 御異議なしと認め
ます。よつて三法案は、いずれも原案
通り可決すべきものと決しました。

三法案を原案の通り可決するに御異議
ありませんか。

○中川委員長代理 御異議なしと認め
ます。よつて三法案は、いずれも原案
通り可決すべきものと決しました。

三法案を原案の通り可決するに御異議
願いいたします。

君からの質疑にもお答え願いたいと存
じます。ただ時間の都合上意見をお述
べ願う時間はお一大体十分程度にお
願いいたします。

なお念のために申し上げますが、參
考の方々が発言なさいます際は、委
員長の許可を得なければなりません
し、発言の内容につきましては意見を
開こうとする問題の範囲を越えてはな
らないことになつておりますから、御
承知おき下さい。なお委員は参考人
の方々に質疑をすることができま
せんか。

○中川委員長代理 御異議なしと認め
ます。よつて三法案は、いずれも原案
通り可決すべきものと決しました。

三法案を原案の通り可決するに御異議
願いいたします。

君からの質疑にもお答え願いたいと存
じます。ただ時間の都合上意見をお述
べ願う時間はお一大体十分程度にお
願いいたします。

参考の方々が発言なさいます際は、委
員長の許可を得なければなりません
し、発言の内容につきましては意見を
開こうとする問題の範囲を越えてはな
らないことになつておりますから、御
承知おき下さい。なお委員は参考人
の方々に質疑をすることができま
せんか。

○中川委員長代理 御異議なしと認め
ます。よつて三法案は、いずれも原案
通り可決すべきものと決しました。

三法案を原案の通り可決するに御異議
願いいたします。

参考の方々が発言なさいます際は、委
員長の許可を得なければなりません
し、発言の内容につきましては意見を
開こうとする問題の範囲を越えてはな
らないことになつておりますから、御
承知おき下さい。なお委員は参考人
の方々に質疑をすることができま
せんか。

が、参考人は委員に質疑をすることは

できません。以上お含みおき願います。

次に参考人の皆様は発言の際、劈頭

に職業または所属団体名並びに御氏名をお述べ願いたいと存じます。

それでは須田守正参考人にお願いいたします。

○須田参考人 私は千葉新聞の労務担当重役でございます須田守正でござい

ます。今回の争議になつた直接の、そ

れからまた会社の状態などをこまかに申し上げて、御参考にしていただきたいと思います。

千葉新聞は昭和二十年に千葉県の数

名の名士によって創設されまして、今

で十一年になります。そのうちに千葉銀行の古莊四郎彦さん、中村庸一郎

さんだの、あるいはヤマザ醤油の社長

だとか、荒木僧正とかいうような人た

ちによって発起されたのでございま

して、初め十八万円の資本金で出発い

ましたが、現在では増資いたしま

して、その当時の十八万を残しましたま

千五百十八万の会社でございます。統

制がはずれまして昭和二十六、七年ご

ろまでは内容も良好であったのでござ

いますが、昭和二十九年ごろからだ

んだん悪くなりました。私の新聞社は年

に三回くらいストライキをやる新聞でございまして、その影響が非常に辛ら

つに会社の経営内容に響いて参りました

三十年から赤字が、今まで三百

万近く黒字が出ておつたのでございま

すが、三十年、三十一年と年に六、七

百万円くらいの赤字を生ずるに至りま

した。そこでことしに入りました、昭

和三十年三月末の決算は表面の赤字が

六百九十万円、実際の潜在赤字を加え

ますと実に二千三百万以上の赤字にな

るわけでございます。内容は御質問が

あれば申し上げます。

そこでこの状態では新聞がジリ貧に

なる。どうしても経理状態からつぶれてしまう。何とかしなければいけない

というのが、会社に融資をいたしてお

りました千葉銀行、大株主その他洋紙の入手先等々からいろいろ心配をされ

ておりますし、経営者といたしまして

もどうしても放任できない重大な問題でございますから、ことしの六月夏季手当の問題で一日ストをやつたのでござ

りますが、それが終えたあと直ちに会社の経理内容を再検討するというこ

とで、熱心な研究やら討議やらを続けて参ったわけでございます。そこでこ

の四月以来九月までの実際の毎月の赤字が七十七万円平均になります。従いまして今期に入りました四月から九

月までの表面に出ました赤字が三百數

十万円になっております。この状態でもう半年かそこらずつで参りますと、

経営不能に陥るというので、どうして

も企業整備を行わなければいけない。

それから従業員各位にも考え方を全然

変えてもらって、従来のように組合の上にあぐらをかいて会社をいいじめておつたのでは会社が参つてしまふ。だから従業員各位にも考え方を全然

変わらうしても一つ真剣な協力ををして

もらいたいというのが私の——私は總務部がはずれまして昭和二十六、七年ご

ろまでは内容も良好であったのでござ

いますが、昭和二十九年ごろからだ

んだん悪くなりました。私の新聞社は年

に三回くらいストライキをやる新聞でございまして、その影響が非常に辛ら

つに会社の経営内容に響いて参りました

三十年から赤字が、今まで三百

万近く黒字が出ておつたのでございま

すが、三十年、三十一年と年に六、七

百万円くらいの赤字を生ずるに至りま

した。そこでことしに入りました、昭

和三十年三月末の決算は表面の赤字が

六百九十万円、実際の潜在赤字を加え

ますと実に二千三百万以上の赤字にな

用は全くゼロになつております。でござりますから、経理の内容が悪化する

と同様に、組合の状態も大へんに心配

すべき状態でございましたから、私どもはほんとうに裸になつて組合と話す

合つて、そうして会社を持たしていこ

うことに全力をあげなければな

らうか、あるいはまた個人的な会談はす

るといふ熱心に行いまして、十回近い会

見をいたしております。ところがこう

して私などよりこまかに会社の経理内

容を知つておるはずです。そこでそ

れ実績に基いて、これではめだから何

とか会社を立て直さなければいけない

ということでお建案というものを考

が時たまたま十月に入りました。ところ

が用紙先から、一千万円近い未払い金

があるのですが、これでは紙

を送れなくなるから、現金買いにして

もらいたいというような要求が猛烈に

現金で払う能力はもち

り抜けて、再建案によつてほんとうに

おつたのでござります。

会社の姿を直そう、こういう態度で

おつたのでござります。

ただまた千葉銀行に五百万円の融資

もひざを交えて話し合おう、こういう

態度でストライキが発生するまで過去

六、七回、表は五、六回になりました

八千五百二十九円、これを一月当たりに直すと五十四万八千円ということになる。会社側はこれを六十万と踏んで、六十万の欠損を埋めるということと、それからおそらく紙代を払つたり、運転資金を借りたり、もしくは期末手当を払つたりするのに借り入れが必要だ、その金利増を十万見込む、また雑損失を十万見込む、また期末手当は経常経費を入れていきたい、だから五十万円をその予算としてとりたらい、従つて百三十万円を浮かせたいといふ話であったわけです。私どもは、百三十万円を何とか節減できないか、増收できないかということを真剣に考えた。組合執行部としても、一週間、二週間、徹晉検討を統けて、各部門ごとに支出、収入、そういうものを調べていきました。その結果まだ今まで相当わがあつたということがはつきりわかった。組合はもちろん経営の担当者ではありませんから、こまかい数字そのほかは与えられておりません。現にまだ組合員個々の給与額すら組合には知らされておらない。そういうことで、社側から与えられた資料をもとにして検討して節減をすることで、各職場にも組織を通じてこれを流して、節減をするんだ、協力をしようじゃないか、その上に要求をするものは要求をして、もらうものももらう、やることはやるということが、社側から出された資料、九月の收支実績、収支報告書を基礎とし

て、それに予算額が書いてあり、わざと実績が書いてある。実績は予算よりも支出が超過をしておる。収入は損失を十万見込む、また期末手当は払つたりするのに借り入れが必要だ、その金利増を十万見込む、また雑損失を十万見込む、また期末手当は経常経費を入れていきたい、だから五十万円をその予算としてとりたらい、従つて百三十万円を浮かせたいといふ話であったわけです。私どもは、百三十万円を何とか節減できないか、増收できないかということを真剣に考えた。組合執行部としても、一週間、二週間、徹晉検討を統けて、各部門ごとに支出、収入、そういうものを調べていきました。その結果まだ今まで相当わがあつたということがはつきりわかった。組合はもちろん経営の担当者ではありませんから、こまかい数字そのほかは与えられておりません。現にまだ組合員個々の給与額すら組合には知らされておらない。そういうことで、社側から与えられた資料をもとにして検討して節減をする

て、それで予算額が書いてあり、わざと実績が書いてある。実績は予算よりも支出が超過をしておる。収入は損失を十万見込む、また雑損失を十万見込む、また期末手当は経常経費を入れていきたい、だから五十万円をその予算としてとりたらい、従つて百三十万円を浮かせたいといふ話であったわけです。私どもは、百三十万円を何とか節減できないか、増收できないかということを真剣に考えた。組合執行部としても、一週間、二週間、徹晉検討を統けて、各部門ごとに支出、収入、そういうものを調べていきました。その結果まだ今まで相当わがあつたということがはつきりわかった。組合はもちろん経営の担当者ではありませんから、こまかい数字そのほかは与えられておりません。現にまだ組合員個々の給与額すら組合には知らされておらない。そういうことで、社側から与えられた資料をもとにして検討して節減をする

て、それで予算額が書いてあり、わざと実績が書いてある。実績は予算よりも支出が超過をしておる。収入は損失を十万見込む、また雑損失を十万見込む、また期末手当は経常経費を入れていきたい、だから五十万円をその予算としてとりたらい、従つて百三十万円を浮かせたいといふ話であったわけです。私どもは、百三十万円を何とか節減できないか、増收できないかということを真剣に考えた。組合執行部としても、一週間、二週間、徹晉検討を統けて、各部門ごとに支出、収入、そういうものを調べていきました。その結果まだ今まで相当わがあつたということがはつきりわかった。組合はもちろん経営の担当者ではありませんから、こまかい数字そのほかは与えられておりません。現にまだ組合員個々の給与額すら組合には知らされておらない。そういうことで、社側から与えられた資料をもとにして検討して節減をする

て、それで予算額が書いてあり、わざと実績が書いてある。実績は予算よりも支出が超過をしておる。収入は損失を十万見込む、また雑損失を十万見込む、また期末手当は経常経費を入れていきたい、だから五十万円をその予算としてとりたらい、従つて百三十万円を浮かせたいといふ話であったわけです。私どもは、百三十万円を何とか節減できないか、増收できないかということを真剣に考えた。組合執行部としても、一週間、二週間、徹晉検討を統けて、各部門ごとに支出、収入、そういうものを調べていきました。その結果まだ今まで相当わがあつたということがはつきりわかった。組合はもちろん経営の担当者ではありませんから、こまかい数字そのほかは与えられておりません。現にまだ組合員個々の給与額すら組合には知らされておらない。そういうことで、社側から与えられた資料をもとにして検討して節減をする

8

り、はなはだ遺憾に思います。

そこで須田さんと同じですが、いまお話の中にもあつたことですけれども、このたびの争議の原因である三十七人の職員問題ですが、それ前に十月二十二日から四日か、五日を費して労

便の間で協議会が持たれて、会社の再建についてそれぞれ詳しい検討が行わ
れたようですが、しかもそれはた
だいま平野さんのお話を伺つてお
りますと、何回となく検討を重ねた結
果、わざかに月額四万が五万の不足分

入ったものはそれ以下なんです。それを
から支出はその千二百二十一万円より多く
多かったのです。だからその千二百三
十一万円というのは、会社がこれだけは
はとりたいのだ、との方法があるかとす
うことを検討するために設けた予算
額です。これをもつたと言つていい
のは非常な暴論であつて、そこで百二十
何万節約できたなんというのはどう
でもない間違いでござります。

○吉川(兼)委員 私どもは参考人をお呼びして話を伺つて、その御発言を信用してそれに基いて質問するほかはないのでござります。たゞお気に入らないような質問をしたからと申しまして、誤解などという言ふことを簡単に使いにならないよう希

ようですが、会社は誠意をもって臨めば、わずか四万円くらいのものを解決するのは、それほど困難とは思われませんが、どうして重ねて協議会を持たなんが、かつたのですか、それとも他にやむない事情があったのかどうかお答え願いたい。

○須田参考人 お答え申し上げます。

うのみにしておられるようですが、それには非常な間違いございま
す。平野委員長のおっしゃつておられ
る千二百二十一万円というのは、四月
から九月までの収入の平均数字でなく
て、会社が経常的な状態でこれだけを
努力目標に上げたいという数字が千二
百二十二万円です。でありますから、
会社が部長会議を開いて実績を検討す
る素材として予算を設けました。その
予算額が千二百二十一万円で、實際に

入ったものはそれ以下なんです。それから支出はその千二百二十一万円より多かったのです。だからその千二百二十万円というの、会社がこれだけははとりたいのだ、と/or方法があるかと/いうことを検討するために設けた予算額です。これをもつたと言つていつのは非常な暴論であつて、そこで百二十何万節約できたなんというのではなく間違いでございます。

簡単でございますがお答え申し上げます。

で交渉が持たれておる最中の十月二十九日に、会社側では秘密のうちに大株主の某氏所有の千葉農産化学という獨立粉会社の株主総会を開いて、千葉新聞社との間に設備とか、活字とか、社屋その他との貸借並びに新聞発行、販売等の委託契約を行い、その元激励会社から千葉新聞を発行いたしておりますが、この合法性いかんは、この委員会の課題ではないのでその点には触れませんが、こういうようなことを会社側でやつておいて、今お話をありましたような、従業員と経営者側とが一体となつて、新聞社の再建、発展を期するといふことができるものかどうか、全体いかなるお考えからこういうことが出てくるものか私どもは判断に苦します。どうも初めから周到な闘争の用意をひそかに整えておいて労組側に一あわ吹かせようとの計画的な態度で会社が臨んでおるよう思ひます。果してそうなるとすれば、民主主義時代の経営者としてこれは妥当なものとお考えになつておるかどうか、なるべく簡単で明瞭にお答えいただきたい。

ら広告にいたしましてもそうだ。そな
なら経営内容を良化するのにどうしてお
らいいかということを実は考えてお
たのです。これは争議に直接関
係ございませんけれども考えておつ
たのであります。そこで東京の小松川に
別に出版局を進出させて、東京の広告業者
も集め、東京の出版もやらせ——これ
は新聞の事業ではございません、併託
事業ですが、その出版局を新しい会社
にするか、もしくは千葉新聞の出資の
ままでいいか、それは後ほどの問題で
あるけれども、東京に出版局を移そ
うという計画があつたわけです。このな
めにたまたま千葉農産化学という会社
をこれに充当するという用意も、その
ときにはきまつてなかつたのですけれども、考え方としてあつたわけです。
それがたまたま二十九日の総会で取引
上げられたわけでございまして、そな
が直接の原因であります。

んとうに誠意のあるところは、新聞に出さないでいたら新聞社が参るだけなくして、従業員諸君も溶けてしまって、向とかして新聞を出しておうという努力が千葉新聞新社に新聞発行を頼んだ理由でございます。だから、向とかして新聞を出しておうという努力が千葉新聞新社に新聞発行を頼んだ理由でございます。

○吉川(衆)委員 失礼ながら、私の問題の要点をよく把握していただきたいと思います。新聞の発行がいかに必要であるかということは、企業体であるかということは、企業体である千葉新聞社として重大に考えておるとはあたりまえのことで、このことおそらく従業員諸君も同じであると思います。これは今平野さんの御説の中にもあったように、昨年の争議際には、争議をやりながら數十日の一度も休まずに新聞の発行に従事してきたということから考えましても明かなことで、新聞を発行することが業員もえた千葉新聞社の最高命題あることはいうまでもないことでしょう。これは今さらあなた方にお話しする必要もないことだらうと思います。ただそれが今申し上げますよな、いわゆる不当解雇と申しますか解雇の理由にならないようなことで切り事件を引き起し、労組側がやむを得ず受け身のストライキをやらされような態勢に立ち至るやいなや、待っていたとばかりにあらかじめ用意しておった——お話によればそれはほかところで用意しておったのかされませが、一ともかく用意しておったことが、事実です。その用意された新社で一方的に新聞の発行を継続しようとすることは、何としても会社側に理があるようにしてしか私には思われないです。千葉新聞の発行が千葉県民体のためにといわれますが、そのこ

はこの場合しばらく別といたしましたし、一方的に新聞の発行を強行なさるうとする会社側の態度が、かえつて発行を行き詰まらせる結果となってきたと思います。私どもはただいまの皆さんのお話を伺い、公平に見て残念ながらこういうふうに感ぜざるを得ません。新聞発行の問題はこれ以上論じても結局は見解の違いになると思いまして、そこで私があなたに申し上げておきたいのは、会社側といたしましては、今日の労働問題、根本的にいえば憲法に保障されておる労働者の働く権利であるとか、ストライキ権すなわち団体行動権であるとか、こういうようなものがあなたのように頭から無視されてもよろしいほど果して弱いもののない思われませんが、今日そのような行き方をしておる会社が他にあるとでもみくもに押しつぶしても、すまされるくらいに簡単に考えになつているとは思われませんが、今日そのような行き方をしておる会社が他にあるとでも思つておられるのでしょうか。ここに会社がお出になつた整理基準というものがあります。これを見ましてもずいぶん問題になる点があるようになります。先ほどあなたは労組がストライキを一年に三回もやつて新聞社の社会的信用をすつかりなくしたと言われました。でもそれがあなたのお立場としてはそういふに言われるのかもしれませんが、今回の経過に従つてみて、むしろストライキは会社側で誘発しているようにもとれるのです。社会的信用などといふものは労組だけつなげるものとは思われず、多分に経営に当る会社側の責任に帰する点があるのは世間の通例でしょう。ともかく山村さんといふ

われた労使間の道義感の欠陥、これが本問題のキー・ポイントになるのではないでしょうか。このたびの争議に対する会社の態度はかけらほどの誠意もなく、われわれには想像もつかない経過をたどつてきておるようであります。たとえば先刻山村議長さんからのお話にありましたような暴力行為にいたしましても、常識的には考えられないものではありますまい。中央の大新聞に連日のように報道されているのですが、ここでその一つを参考までに読んでみましょう。「千葉新聞社の労働争議に介入した暴力団の主謀者として行方を追及されていた千葉市新町無職中野政之(二七)は二十六日千葉署に留置された。今後の取調べの中心はこれによって一味の背後にひそむ「雇われ暴力団」の存在にメスが向けられるを執行されたもので、争議に介入し組合員側のピケを排除するため既に逮捕された小泉千葉会会長に「新聞発行を手伝つてもいい」と申入れた。そこで小泉は中村和夫既逮捕にこれを伝え、去る九日午後に中村が中野に応援を求めた。千葉市新地街の顔役といわれる中野は子分を使ひ千葉、船橋、松戸各市内から愚連隊、バチンコ店員など百八人をかり集め市内栄町で乱入、二回にわたり組合員に暴行し

たもの。またこの直後中野は中村から本問題のキーポイントになるのではないでしょうか。このたびの争議に対する会社の態度はかけらほどの誠意もなく、われわれには想像もつかない経過をたどつてきておるようであります。たとえば先刻山村議長さんからのお話をありましたような暴力行為にいたしましても、常識的には考えられないものではありますまい。中央の大新聞に連日のように報道されているのですが、ここでその一つを参考までに読んでみましょう。「千葉新聞社の労働争議に介入した暴力団の主謀者として行方を追及されていた千葉市新町無職中野政之(二七)は二十六日千葉署に留置された。今後の取調べの中心はこれによって一味の背後にひそむ「雇われ暴力団」の存在にメスが向けられるを執行されたもので、争議に介入し組合員側のピケを破りを企て組合員二十余人に重軽傷を負わせた。暴力団の被逮捕者はこれで十三人を数えている。千葉署の調べたところでは千葉新聞の会員側が組合のピケを排除するため既に逮捕された小泉千葉会会長に「新聞発行を手伝つてもいい」と申入れた。そこで小泉は中村和夫既逮捕にこれを伝え、去る九日午後に中村が中野に応援を求めた。千葉市新地街の顔役といわれる中野は子分を使ひ千葉、船橋、松戸各市内から愚連隊、バチンコ店員など百八人をかり集め市内栄町で乱入、二回にわたり組合員に暴行し

われた労使間の道義感の欠陥、これが本問題のキーポイントになるのではないでしょうか。このたびの争議に対する会社の態度はかけらほどの誠意もなく、われわれには想像もつかない経過をたどつてきておるようであります。たとえば先刻山村議長さんからのお話をありましたような暴力行為にいたしましても、常識的には考えられないものではありますまい。中央の大新聞に連日のように報道されているのですが、ここでその一つを参考までに読んでみましょう。「千葉新聞社の労働争議に介入した暴力団の主謀者として行方を追及されていた千葉市新町無職中野政之(二七)は二十六日千葉署に留置された。今後の取調べの中心はこれによって一味の背後にひそむ「雇われ暴力団」の存在にメスが向けられるを執行されたもので、争議に介入し組合員側のピケを破りを企て組合員二十余人に重軽傷を負わせた。暴力団の被逮捕者はこれで十三人を数えている。千葉署の調べたところでは千葉新聞の会員側が組合のピケを排除するため既に逮捕された小泉千葉会会長に「新聞発行を手伝つてもいい」と申入れた。そこで小泉は中村和夫既逮捕にこれを伝え、去る九日午後に中村が中野に応援を求めた。千葉市新地街の顔役といわれる中野は子分を使ひ千葉、船橋、松戸各市内から愚連隊、バチンコ店員など百八人をかり集め市内栄町で乱入、二回にわたり組合員に暴行し

われた労使間の道義感の欠陥、これが本問題のキーポイントになるのではないでしょうか。このたびの争議に対する会社の態度はかけらほどの誠意もなく、われわれには想像もつかない経過をたどつてきておるようであります。たとえば先刻山村議長さんからのお話をありましたような暴力行為にいたしましても、常識的には考えられないものではありますまい。中央の大新聞に連日のように報道されているのですが、ここでその一つを参考までに読んでみましょう。「千葉新聞社の労働争議に介入した暴力団の主謀者として行方を追及されていた千葉市新町無職中野政之(二七)は二十六日千葉署に留置された。今後の取調べの中心はこれによって一味の背後にひそむ「雇われ暴力団」の存在にメスが向けられるを執行されたもので、争議に介入し組合員側のピケを破りを企て組合員二十余人に重軽傷を負わせた。暴力団の被逮捕者はこれで十三人を数えている。千葉署の調べたところでは千葉新聞の会員側が組合のピケを排除するため既に逮捕された小泉千葉会会長に「新聞発行を手伝つてもいい」と申入れた。そこで小泉は中村和夫既逮捕にこれを伝え、去る九日午後に中村が中野に応援を求めた。千葉市新地街の顔役といわれる中野は子分を使ひ千葉、船橋、松戸各市内から愚連隊、バチンコ店員など百八人をかり集め市内栄町で乱入、二回にわたり組合員に暴行し

われた労使間の道義感の欠陥、これが本問題のキーポイントになるのではないでしょうか。このたびの争議に対する会社の態度はかけらほどの誠意もなく、われわれには想像もつかない経過をたどつてきておるようであります。たとえば先刻山村議長さんからのお話をありましたような暴力行為にいたしましても、常識的には考えられないものではありますまい。中央の大新聞に連日のように報道されているのですが、ここでその一つを参考までに読んでみましょう。「千葉新聞社の労働争議に介入した暴力団の主謀者として行方を追及されていた千葉市新町無職中野政之(二七)は二十六日千葉署に留置された。今後の取調べの中心はこれによって一味の背後にひそむ「雇われ暴力団」の存在にメスが向けられるを執行されたもので、争議に介入し組合員側のピケを破りを企て組合員二十余人に重軽傷を負わせた。暴力団の被逮捕者はこれで十三人を数えている。千葉署の調べたところでは千葉新聞の会員側が組合のピケを排除するため既に逮捕された小泉千葉会会長に「新聞発行を手伝つてもいい」と申入れた。そこで小泉は中村和夫既逮捕にこれを伝え、去る九日午後に中村が中野に応援を求めた。千葉市新地街の顔役といわれる中野は子分を使ひ千葉、船橋、松戸各市内から愚連隊、バチンコ店員など百八人をかり集め市内栄町で乱入、二回にわたり組合員に暴行し

われた労使間の道義感の欠陥、これが本問題のキーポイントになるのではないでしょうか。このたびの争議に対する会社の態度はかけらほどの誠意もなく、われわれには想像もつかない経過をたどつてきておるようであります。たとえば先刻山村議長さんからのお話をありましたような暴力行為にいたしましても、常識的には考えられないものではありますまい。中央の大新聞に連日のように報道されているのですが、ここでその一つを参考までに読んでみましょう。「千葉新聞社の労働争議に介入した暴力団の主謀者として行方を追及されていた千葉市新町無職中野政之(二七)は二十六日千葉署に留置された。今後の取調べの中心はこれによって一味の背後にひそむ「雇われ暴力団」の存在にメスが向けられるを執行されたもので、争議に介入し組合員側のピケを破りを企て組合員二十余人に重軽傷を負わせた。暴力団の被逮捕者はこれで十三人を数えている。千葉署の調べたところでは千葉新聞の会員側が組合のピケを排除するため既に逮捕された小泉千葉会会長に「新聞発行を手伝つてもいい」と申入れた。そこで小泉は中村和夫既逮捕にこれを伝え、去る九日午後に中村が中野に応援を求めた。千葉市新地街の顔役といわれる中野は子分を使ひ千葉、船橋、松戸各市内から愚連隊、バチンコ店員など百八人をかり集め市内栄町で乱入、二回にわたり組合員に暴行し

われた労使間の道義感の欠陥、これが本問題のキーポイントになるのではないでしょうか。このたびの争議に対する会社の態度はかけらほどの誠意もなく、われわれには想像もつかない経過をたどつてきておるようであります。たとえば先刻山村議長さんからのお話をありましたような暴力行為にいたしましても、常識的には考えられないものではありますまい。中央の大新聞に連日のように報道されているのですが、ここでその一つを参考までに読んでみましょう。「千葉新聞社の労働争議に介入した暴力団の主謀者として行方を追及されていた千葉市新町無職中野政之(二七)は二十六日千葉署に留置された。今後の取調べの中心はこれによって一味の背後にひそむ「雇われ暴力団」の存在にメスが向けられるを執行されたもので、争議に介入し組合員側のピケを破りを企て組合員二十余人に重軽傷を負わせた。暴力団の被逮捕者はこれで十三人を数えている。千葉署の調べたところでは千葉新聞の会員側が組合のピケを排除するため既に逮捕された小泉千葉会会長に「新聞発行を手伝つてもいい」と申入れた。そこで小泉は中村和夫既逮捕にこれを伝え、去る九日午後に中村が中野に応援を求めた。千葉市新地街の顔役といわれる中野は子分を使ひ千葉、船橋、松戸各市内から愚連隊、バチンコ店員など百八人をかり集め市内栄町で乱入、二回にわたり組合員に暴行し

われた労使間の道義感の欠陥、これが本問題のキーポイントになるのではないでしょうか。このたびの争議に対する会社の態度はかけらほどの誠意もなく、われわれには想像もつかない経過をたどつてきておるようであります。たとえば先刻山村議長さんからのお話をありましたような暴力行為にいたしましても、常識的には考えられないものではありますまい。中央の大新聞に連日のように報道されているのですが、ここでその一つを参考までに読んでみましょう。「千葉新聞社の労働争議に介入した暴力団の主謀者として行方を追及されていた千葉市新町無職中野政之(二七)は二十六日千葉署に留置された。今後の取調べの中心はこれによって一味の背後にひそむ「雇われ暴力団」の存在にメスが向けられるを執行されたもので、争議に介入し組合員側のピケを破りを企て組合員二十余人に重軽傷を負わせた。暴力団の被逮捕者はこれで十三人を数えている。千葉署の調べたところでは千葉新聞の会員側が組合のピケを排除するため既に逮捕された小泉千葉会会長に「新聞発行を手伝つてもいい」と申入れた。そこで小泉は中村和夫既逮捕にこれを伝え、去る九日午後に中村が中野に応援を求めた。千葉市新地街の顔役といわれる中野は子分を使ひ千葉、船橋、松戸各市内から愚連隊、バチンコ店員など百八人をかり集め市内栄町で乱入、二回にわたり組合員に暴行し

上げてそれを投げる、もしくはビケを張っている女性たちの髪の毛をひっぱって、ビケから引きずり出そうとする、こういう行為があったわけございません。これはどなたにお聞きになります。これまでも、また警察当局も私服でそのままきておりましたから、警察の私服自身が二、三人袋たたきにあっているわけです。これらから言いまして、そのときの状況というものはかなりすさまじいものであったたよに私は観察いたしております。以上であります。

○吉川(兼)委員 そこで私は平野さんに一つ二つお伺いしますが先刻、あなたのお話の中にありました個々の給与額についても、何ら知るところがないというのではなく、それは組合としてという意味ですか、個々の個人が知らないというのですか、どちらですか。

○平野参考人 それは決定の方法については、個々にも全然わからないわけであります。ただ個々の給与額は各本人は知っております。組合としては再三会社側に給与額を出すように要請をしたけれども、給与額は業務上の極秘だということで、全然知らせてもらえないのです。従つて組合と会社側との給与ベースも計算の基準が違つて額に開きがあるというものが現状であるわけであります。

○吉川(兼)委員 あなたの先刻のお話を伺つておりますと痛感するのは、從業員側は非常に新聞の発行に対して情熱をお持ちのようで、何とかして出したいという努力は昨年の争議のときと同様考えていらるようで、その点は十分理解できるのですが、ところで現在は新聞がずっと出でていないようであ

りますが、それに対しても組合側として何か対策を考えているのでしょうか。ともかく長い間争議が続いている際ですから、どんなに熱心に考えられてもすでに組合が新聞の発行に当ることはむずかしいことに違いありませんが、それの上、現在は千葉新聞新社まできており、法律関係等がいろいろと入り組んでいるようでありますから、なかなか容易でないことと思いませんけれども、労働者が自らの職場と生死をともにするといったような観点から、本来のお仕事である新聞発行についての情熱というか、心がええというか、つまり従業員の皆さまは新聞がいつ出されるかも知れないという現在の姿についてどういうふうな感じをもつて接しているか、これを伺っておきたいと思います。

ついで須田さんにも同じことを伺っておきたい。新社を作つて何回か新聞をお出しになつたところは、いかにも新聞を出すことに非常な御熱意があるようにもとれますけれども、見方によつては、これはストライキ破りのためには会社側としては御不満ありますようが、時間の関係で詳しく質問の要旨をここで述べられません。こうした見方には全くはありません。こうした見方だけ例をあげますと、たとえば今月の十三日でしたかストライキ破りの目的で、新聞は東京ですでに印刷はしておりながら、いかにも千葉新聞の輪転機を使つて印刷するかの「とき」、いわば発装の印刷のため工場への乗り込みを策して、ピケ破りに押しかけた事実があるようでありますね。かれこれ思い合せます場合、新聞発行についての会社側の眞の考え方伺つておきたいと思います。

体、従業員はどれだけござりますか。これは須田さんにお伺いいたします。
○須田参考人 百九十二名の従業員、これは組合員、非組合員ともでござります。
○草野委員 百九十二名、これは支局、通信部も加えてだと思います。そこで発行部数のごとき問題をわれわれが見てみますと、四万、四万と書いてあって、きわめて抽象的なのであります。四万の発行部数で百九十二人、約二百人の従業員を養うということは新聞社の経営からして必ずしも私は健全だとは思われません。これは少くとも従業員一人当たり三百部以上の部数をいい持たなければ健全な経営はやつていけません。五万から六万くらい出さなければなりません。しかしそれにいたしましても、年に三回くらいストをするというのであります。これはストを好きな方、きらいな方、いろいろあります。ですが、好きでやっておるのはいいと思いますが、そのストをやるたびに——ストにもいろいろあります。休刊したストは何回くらいありますか。
○須田参考人 二回です。
○草野委員 二回ですか。そうする
と、ストで、たとえば休刊すれば、発行部数がた落ちることは当然であります。同時に、広告は減つてくる、信用が低下する、社の信用というものがた落ちしてきます。しかしそのストと休刊の段階を経ることに新聞の発行部数が減つてきておりますかどうですか。
○須田参考人 正確には覚えておりませんが、減つておるはずであります。一番高いときには五万を越えておりましたから、一万ぐらいは現在減つてお

○草野委員 それではさらに伺います。
今休刊中だということでありますがあつたところいろいろ各方面からの努力が繼續され、効使双方が互いにもう少し虚心たんか的な話し合いができる上って千葉新聞を再興したいという熱意が成熟してきて、再発行できるという段階で到達したときに、果して有代部数なども、有代紙數一万五千くらいにどどまとすると、どうところが今の専門的な見方のようであります。

○須田参考人 私新聞の専門家でありますんけれども、大体今すぐストライキがおさまって再建ができたにして、も、有代紙數一万五千くらいにどどまとすると、どうところが今の専門的な見方のようであります。

○草野委員 そうだとすると、これは私は大へんなことになつてきておると思うのであります。五万の発行部数を持つておったものがストライキをやり、休刊をやることによって四万の部数に減つてしまふ。さらに休刊に追いつき、有代紙が一万五千である。これを維持するためには以前五万発行しておったものなら、宣伝部数も加えて七万から八万の部数をばらまかなければならぬかもしれない。ばらまいておいて、しかも月末になって一万五千しか有代紙數が確保できない。この有代紙一万五千を確保するということになると、百九十二人で、四万の新聞の発行ができるないものが、同じ人数をもつて一万五千の新聞発行でやつていけるはずはないのです。そういうこと

を勘定にいれて、今再建の話し合いを進めておられるのかどうか。そうでないと、話はがたがたくれますよ。どうでしよう。

○須田参考人 千葉の地労委のあっせんによって、私ども再び団体交渉の形で労使双方とも熱心に話しておるのでございますが、そのときの組合側の主張は月末の状態に戻って、三十七名が私たちも経営者としては、この十一日現在の状態に立って千葉新聞の再興をした場合に、それは私どもにももちろん責任がありますから、責任を回避いたしませんけれども、現実に実現可能なものはどうなんだ、その基礎の上に立つて——そのときは二万五千くらいが、二万五千で話し合いをしましょ、それを前提にしてくれるのであるならば、どんな話にも応じましよう。それは再建になるんだからということになると、それがこざいます。それは再建になる前であります。ところが先ほど申し上げましたように、それと全然背離いたしておるのでございまして、組合の話はきわめて現実と遊離をいたしておるということで御質問に対するお答えになります。

○草野委員 組合の平野さんや協議会の村山議長がおられる前で、何も予備知識のない私がこうすることを多少とも質問し得られるのは、実は私も新聞をやっておったからなのです。そして私は新聞が新築をつぶしたからなのであります。ほんとうにつぶしから、だからはならない。休んだとしたならば一日も早く再刊をしなければならない。とらつぶされるわけを知つております。また再興することのむずかしいわけも知つております。そういう意味において

て質問するのです。

県紙といふものは、ほんとうと言え公器なんです。だから県紙を再興するためには、單に経営者ばかりではなく、従業員ばかりでなく、県民全体が一致結束してこれを盛り立てていかなればならぬ。盛り立てていくついでは、経営者とか労働者の立場も必要でありますけれども、それだけでは話ができていません。そこで私は、千葉新聞が千葉県の代表の県紙であるという意味において、よそながら心配申し上げておるわけであります。が、そなだとするところは大へんなことにならなくていいのであります。

従つて、新聞は一刻も早く発行する方が先決だと私は思う。出さなければいけない。その意味において経営者の方々が第二会社を作られたとか、新社を作られたとかいうことを新聞で見ました。千葉新聞新社というのが東京かどこで印刷したとかなんとか書いているのをちらっと見まして、やつているんだなと思いました。それはどこかよその印刷会社に委託されようと、あるいは大きな新聞社に印刷を頼もうと、千葉と東京はきわめて近い距離にあるのですから、しかも千葉のごとき東京という大都市の周辺にある新聞社の経営がむずかしいことは当然なのであります。これは一番むずかしい、何よりもどんな仕事よりもむずかしいのであります。

そこで新聞に携わっておられる方々は、新聞の責任を感じて一日も休んではならない。休んだとしたならば一日も早く再刊をしなければならない。とくにかかる経済的な問題よりも何よりも面目という問題があるし、県民に対する

濟まぬという問題がある。あるいは株主に対しても、あるいは広告主に対しても、あるいは購読者に対しても、それが以外の県民に対しても責任があるから、万難を排して新しい新聞を発行するとかなんとかいうふうに解釈されるとかなんとかいうふうに解釈されることがあります。

これが思つています。しかし考えてみると、二十九年までは黒字を出しておつたが、三十年から赤字になつたと一休体であります。

○須田参考人 端的な理由は二つあります。それは争議と、それから東京の大きな新聞社によつて、千葉新聞の不買ということが行われたからであります。これは公正取引委員会に提訴をすることによって防げたのでござります。

○須田参考人 端的な理由は二つあります。それは争議と、それから東京の大きな新聞社によつて、千葉新聞の不買ということが行われたからであります。これは公正取引委員会に提訴をすることによって防げたのでござります。

けれども、この二つが大へん千葉新聞の販売信用を悪くし、卑俗な言葉で言えれば販売店をおだててしまつて未集をどんどん増大する、そのため拡張費や補助金を多額に出さなければいけないという原因を作つたのであります。

そこで新聞に携わっておられる方は、新聞の責任を感じて一日も休んではならない。休んだとしたならば一日も早く再刊をしなければならない。とくにかかる経済的な問題よりも何よりも面目という問題があるし、県民に対する

くというようなばかなことをやるのですからおかしなことになつてくる。そういうことが行われている反面にまた従業員組合の方も、何もせず手ぶらでおられたとは思わない。この宣伝文書を見ても、めかけをどうしたとばかりであります。院長が何をしているとか、ソーファーの中にまで字を書いてしまつて、一步足を踏み入れると、私ども第三者が見てもいやだなあと思うようなことをやつしているところへ行つてみますと、病院の中にべたべた張り紙がしてあります。だからこれは大へんなことだとおもどちらであります。ほんとうをいえば、この感情の激化というものをだんだんとたくついて、感情の開きといふも

ります。詳しい事情は今聞いたばかりであります。そういうことができ

ります。だからこれは大へんなことだとおもどちらであります。ほんとうをいえば、この感情の激化といふもの

が見えていいやだなあと思うようなことをやつしているところへ行つてみます。

○須田参考人 そういう宣伝は何もない

たさぬのが建設でござりますし、またいたさぬでも十分県民には知つてい

たたいたいおもつておられます。

○須田参考人 そういうことではだめであります。私たちは何も知りませんよ。これ

はこれから帰つてからよく読みます。が、ちょっと読みますと一方的なことが、ばかり聞くのですが、あなたはこれから帰つて必要な文書をお書きになつたうですか。書けるでしょう。そうしてお刷りになって、委員会なら委員会に全部お配りなさい。私たちがそれを宣伝しません、宣伝しなくてもわざとよこしなさいといふことを言つておるのであります。

○須田参考人 正確な資料を諸先生に

お届けいたしますから、どうぞお願ひを申し上げます。

○草野委員 私もそろ長い時間言っておりませんが、そこで平野さんにもう一つ申し上げておきたいと思うことは、これは数字の問題いろいろ折衝をしておられるが、もっと根本的な問題があると思います。そうなると、今三十七人育ちでありますとか、不当解雇でありますとかいうことよりも、もっと基本的な問題から押し込んでこなければなりませんが、そういう場に、私の申し上げた感情の開き戻しながら、数字の末端で争うようなことをせず、あるいは暴力団をどうしたとかあるいは卒業を持ち込んだとか、あるいは自転車をぶつけたのがどうしたというようないいふべき話もございました。埼玉新聞という新聞がこの近所にござります。そこにおいては百五十名の社員をかかえておる……。

○中川委員長代理 平野君、質問以外の御質問ですが、未端のことで戦いをして、今は再建することに話を戻してくださいますか立場をより戻していくことができるでしようか、どうでしようか。

○平野参考人 ただいま草野先生から御質問ですが、未端のことで戦いをせず、道を広げずに縮めてこい、こう決して経営が成り立たないということを決して経営が成り立たないということを決して経営が成り立たないといふことをかかえておる……。

○須田参考人 私がお答えしなければいけないでしょうか。

○吉川(兼)委員 あなたは御存じないかどうかを聞いておるのであります。

○須田参考人 そんなことは全然聞いておりません。私が接觸しておる限りにおいては、大株主は、どうしても県紙は必要だ、かりにバランス面上地方新聞に穴があいてもわれわれが補償しきれども組織を持たせなければいけない、困ったものだと言つておりますから、どうぞ御了承を願います。

○草野委員 私が今未端と言つたのは、なんだ末端へ発展してしまったという意味のことであつて、末梢的なささいな問題だといふことを言つておるのはない。そういうようなことに近在に行つてあるし、名古屋にもあります。しかしこれは大都市周辺の新聞として圧迫を加えてきたこともいけています。

○吉川(兼)委員 先刻は他の委員の御質問に譲るつもりでわざとお聞きしながら、どうぞ御了承を願います。

○須田参考人 向うと同じような語調では宣伝できません。

○草野委員 そういうことを言つておるのはない。私たちの参考資料を示すものである。その考え方があつたればこそ、三十七名、五人に一人といふところによりますと、新聞社の現在ある場所は千葉県のまん前で、最も目撃されたのですが、この際草野君の御認識を深めてもらう意味で一言、聞いておきたいと思つたのは、伝えられるところによると、新聞社の現在あるところはこの際何とかして新聞をつぶしてしまって、そのあとでデパートを建てる金もうけをする計画であるとの話が飛んでいるのです。草野君は先刻来ました。はじめて新聞の発行問題だけを取り上げました。ただし、なぜ須田さんの方から資料を

とになつておるわけであります。従つて私どもはこういった根本的な会社側の考え方方が改まって基本的、平和的な話し合いをするところの最大の基盤であります。

○中川委員長代理 退席、滝井委員長代理着席

この間からもここで話す限りであります。ストライキをやられるという

ことは経営者側の出方が悪いからやつておるのだ、こうおっしゃる。そうだけして、先に解雇通告を出してしまつたという形で出された三十七名の解雇通告は撤回しろ、会社を再建するにつては、組合側と会社側とが一

げておるようですが、会社側にはこのよな伏線が敷かれていると伝えられており、果してそうであれば争議は

いよいよ深刻となるでしょう。これは

須田さん答えていくかもしれません

事実ですから、そういう事実は絶対ないと御否定になりますのか、どうか。

そしてあくまでも純粋な新聞の発行を

されると両方からほんとうに

かといふことをこの際明らかにしておきたい。

かといふことをこの際明らかにしてお

すが、どうも私としてこの争議を考える場合に、なるほど従業員組合の方々のところに外部からたくさん応援に行かれることもけっこうです。そのかわりに経営者の方にもとんでもないのが応援を行つておるかも知れない。そうするとその連中ばかりのけんかがはでになつてしまつて、あるいは従業員百九十何名の中の五十名くらいは小さくなつてしまつて、こんなばかなことをやつておつてはかなわないと思つておるのじやないかと思います。私も新聞を一つぶしてきておるのだから現実に知つております。だからそういう小さな感情的の動きとか、もうこんな争議はどうでもよい、私はやめてけつこうだと思っておる者をも、お前そんなことではためだと言つてかり立ててやつておるのでから、この問題も、今言うと開き直られますが、暴力団を持ち込むことがいけないとか、そういう態度がいけないというようなことをやつておるのですから、この問題も、まさに、一つ基本的なところに、県立委員長代理 井堀君。

○井堀委員長代理 井堀君。
○瀧井委員 二、三参考人の方にお尋ねいたしたいと思います。私どもは新聞社のストライキについては重大な関心を持つておるわけであります。申すまでもなく新聞は、新しい日本を作る上に重要な役割を持ちますことは何人も認めるところであります。ことに民主主義を推進するためには新聞社の争議が起るということはよほどの理由があると想像されるのであります。しかしストライキが起きました以上は、そのストライキが一日も早く、しかもよく趙旨が通らなかつたような気がするのですが、私がお答えしたのは、暴れもあらんだし、一番話し合いの基礎力団を使つたりそのほかのこと、これらも必要である。労働協約に基いて話し合いをするのだ、労働協約は守るのだという基本的な態度、労使対等の立場に立つて労働協約は守つていくのだという態度が会社に欠けていいるといふ問題だ、根本問題だ。従つて、まずそ

いったところへ話を戻してきて、労働協約違反で解雇通告を出したものはこれを取り下げる話し合いをするということが望ましいのだ、そういう点では根本に話を返してやろうじゃないかと応援を行つておるかも知れない。そうするとその連中ばかりのけんかがはでになつてしまつて、あるいは従業員百二十何名の中の五十名くらいは小さくなつてしまつて、こんなばかなことをやつておつてはかなわないと思つておるのじやないかと思います。私も新聞を一つぶしてきておるのだから現実に知つております。だからそういう小さな感情的の動きとか、もうこんな争議はどうでもよい、私はやめてけつこうだと思っておる者をも、お前そんなことではためだと言つてかり立ててやつておるのでから、この問題も、今言うと開き直られますが、暴力団を持ち込むことがいけないとか、そういう態度がいけないというようなことをやつておるのですから、この問題も、県立委員長代理 井堀君。

○瀧井委員 二、三参考人の方にお尋ねいたしたいと思います。私どもは新聞社のストライキについては重大な関心を持つておるわけであります。申すまでもなく新聞は、新しい日本を作る上に重要な役割を持ちますことは何人も認めるところであります。ことに民主主義を推進するためには新聞社の争議が起るということはよほどの理由があると想像されるのであります。しかしストライキが起きました以上は、そのストライキが一日も早く、しかもよく趙旨が通らなかつたような気がするのですが、私がお答えしたのは、暴れもあらんだし、一番話し合いの基礎力団を使つたりそのほかのこと、これらも必要である。労働協約に基いて話し合いをするのだ、労働協約は守るのだという基本的な態度、労使対等の立場に立つて労働協約は守つていくのだという態度が会社に欠けていいるといふ問題だ、根本問題だ。従つて、まずそ

いったところへ話を戻してきて、労働協約違反で解雇通告を出したものはこれを取り下げる話し合いをするということが望ましいのだ、そういう点では根本に話を返してやろうじゃないかと応援を行つておるかも知れない。そうするとその連中ばかりのけんかがはでになつてしまつて、あるいは従業員百二十何名の中の五十名くらいは小さくなつてしまつて、こんなばかなことをやつておつてはかなわないと思つておるのじやないかと思います。私も新聞を一つぶしてきておるのだから現実に知つております。だからそういう小さな感情的の動きとか、もうこんな争議はどうでもよい、私はやめてけつこうだと思っておる者をも、お前そんなことではためだと言つてかり立ててやつておるのでから、この問題も、今言うと開き直られますが、暴力団を持ち込むことがいけないとか、そういう態度がいけないというようなことをやつておるのですから、この問題も、県立委員長代理 井堀君。

○瀧井委員 二、三参考人の方にお尋ねいたしますと、この協約の精神を労使協約をお作りになつたのであります。大体資料をいただきまして、ストライキの原因がきわめて明確になつておるようあります。それは私の聞き違ひであります。それが御訂正を願いたいと思いま

たします。どうか、今までのトラブル、行きがかりはあると思いますけれども、当事者各位の解決のための最善の努力を希望いたしまして私の質問を終りたいと思います。

○中川委員長代理 横錢重吉君。

○横錢委員 大へん時間がおそらくなりましたので、重複を避けまして簡単に御質問を申し上げておきます。なおその前に、さよう大へんおそくなつたのもかかわらず、長時間御質疑に応じていて下さる参考人の方々に対し敬意を表しておきたいと存じます。今まで明らかにされましたほかの二、三件についておきたいと存じます。今まで明らかにされましたほかの二、三件についておきたいと存じます。今まで明らかにされましたほかの二、三件についておきたいと存じます。今まで明らかにされましたほかの二、三件についておきたいと存じます。今まで明らかにされましたほかの二、三件についておきたいと存じます。今まで明らかにされましたほかの二、三件についておきたいと存じます。今まで明らかにされましたほかの二、三件についておきたいと存じます。今まで明らかにされましたほかの二、三件についておきたいと存じます。今まで明らかにされましたほかの二、三件についておきたいと存じます。

この争議の発生しました理由については、ストライキと人員過剰にその原因がある、こういうふうに言われておったのですが、どうもそのほかにほんとうの理由があるのではないか。ストライキと人員過剰で会社の赤字が出てきたのだ、こういうふうにはどうも考えられないのであつて、真実は何か隠されている、こういう気がいと話したとき、人員整理のほかと話し合つたときに、人員整理のはかりに、何か経営の合理化について具体的に数字になるようなものについて話した合われた点はござりますか。

○須田参考人 今の横錢先生の御質問に対してお答えすることは、先ほど来

みんな両先生にお答えすみでございまして、先ほどお答え申し上げた通りでございます。

○横錢委員 今の須田参考人の意見は非常におかしいと思うのです。私の聞いたことについては、今まで私ずっと

聞いておつたが、お答えになつておられたので、私が聞いておるのは、人員整理のほかに何か話をされたかどうか、こういうふうに聞いておる。質問が人員整理である。その他にどこをどうするという問題について、人員整理のほかに何か話をされたかどうか、こういうふうにお答え願いたい。

○須田参考人 同じことだと思うのです。経営内容を良化するために経費の節減もあり、収入の増加もし、しようがない分は人員整理を持つてこよう、こういうことはくどくお答え申し上げた通りでございまして、それ以上付加する何ものもございません。

○横錢委員 それならば御質問しますが、会社側の方では人員過剰だというふうに言われておるが、この数カ月の間に新しい人員を相当数雇入れておる。これはこの前から、争議発生以後についても相当数の人員を、私は知っている限りでも雇い入れておる。

人員が過剰だといって首切りをされておるのに、実際には相当臨時雇いといたすのです。その点について、組合側と一緒に、人員整理のほかと話し合つたとき、それは局長付といふようないいいろいろな名前をつけられて人員を雇つておる。人員過剰といふことにもかかわらず人員を雇い入れておつたという事実は相反するのではないかと思うのです。この点についてはいかがですか。

○須田参考人 やめた人の補充が行われた程度以下でございまして、新しく実質人員のふえたことはございません。

○横錢委員 それならばさらにお尋ねしますが、この問題はストライキが理

由だといわれるが、実際にはストライキの原因は会社側の方にあつたのではないか。それが何かというならば、ストライキの発生した原因是、先ほどから誤まりと金利のかさんでいること、この三つの点に千葉新聞の赤字がある、従ってこういうような低賃金ベースがである。現在の社会の常識で一万一千円程度の賃金ベースというものは、お話しにならぬところの賃金ベースだ。トライキの原因になるといふふうに考えられると思う。それからまた千葉新聞の中が、伝えられるところに問題が一つあるのではないか、この三つともう一度お答え申し上げます。これが他の系統との間に年中派閥争いをする。派閥争いが起つて、それには組合が巻き込まれていく。ストライキの発生しておる原因といふものは、絶えざる役員間の指導権の争い、これに組合の低賃金とがからみ合つて問題が起つたのではないかと見るのであります。これはこの前から、争議発生後においては、今の御発言で争つた後においては、今の大新聞では、一万五千部程度しか発行することができないであろう、こういうような非常に敗北主義的な、消極的な考え方自体が営業方針となつて現われて伸びない。大新聞といふものは、あるけれども、ローカル紙としては断然群を抜いたところの存在が千葉新聞である。こられる。これは千葉県の中には千葉新聞の有力なる競争紙といふものは現在ない。大新聞といふものは、あるけれども、その金利は人件費どころの騒ぎでどうかに他の合理化案を組合側に示した企業再建は可能である、そういうような点が人員整理である。その他にどこをどうするという問題について、人員整理のほかに何か話をされたかどうか、こういうふうにお答え願いたい。

○横錢委員 それならば御質問しますが、会社側の方では人員過剰だといふうに言われておるが、この数カ月の間に新しい人員を相当数雇入れておる。これはこの前から、争議発生以後についても相当数の人員を、私は知っている限りでも雇い入れておる。

○須田参考人 会社も組合員の賃金は争いをする。派閥争いが起つて、それには組合が巻き込まれていく。ストライキの発生しておる原因といふものは、絶えざる役員間の指導権の争い、これに組合の低賃金とがからみ合つて問題が起つたのではないかと見るのであります。これはこの前から、争議発生後においては、今の大新聞では、一万五千部程度しか発行することができないであろう、こういうような非常に敗北主義的な、消極的な考え方自体が営業方針となつて現われて伸びない。大新聞といふものは、あるけれども、ローカル紙としては断然群を抜いたところの存在が千葉新聞である。こられる。これは千葉県の中には千葉新聞の有力なる競争紙といふものは現在ない。大新聞といふものは、あるけれども、その金利は人件費どころの騒ぎでどうかに他の合理化案を組合側に示した企業再建は可能である、そういうような点が人員整理である。その他にどこをどうするという問題について、人員整理のほかに何か話をされたかどうか、こういうふうにお答え願いたい。

○横錢委員 千葉新聞の赤字の原因といふのは、私どもが他からの批評、批判、こういうふうな点で承認するだけの新聞は現実にはないんだ。従つて出そうと思ったならば四万部程度のものではなくて、五万、六万、これは十万部発行は易々たる問題である。こういうふうに一般的な人の見方があると思うのです。それが実際になされていないといふところに問題があるのでないか、こういうふうに考へるわけです。

○須田参考人 その点についてお尋ねしますが、この問題はストライキが理由だといわれるが、実際にはストライキの原因は会社側の方にあつたのではないか。これが何かというならば、ストライキの発生した原因是、先ほどから誤まりと金利のかさんでいること、この三つの点に千葉新聞の赤字がある、従ってこういうふうに考へるわけにはいかない。こういうふうに考へられると思う。それから内紛云々いうふうに思ひます。それが他の系統との間に年中派閥争いをする。派閥争いが起つて、それには組合が巻き込まれていく。ストライキの発生しておる原因といふものは、絶えざる役員間の指導権の争い、これに組合の低賃金とがからみ合つて問題が起つたのではないかと見るのであります。これはこの前から、争議発生後においては、今の大新聞では、一万五千部程度しか発行することができないであろう、こういうような非常に敗北主義的な、消極的な考え方自体が営業方針となつて現われて伸びない。大新聞といふものは、あるけれども、ローカル紙としては断然群を抜いたところの存在が千葉新聞である。こられる。これは千葉県の中には千葉新聞の有力なる競争紙といふものは現在ない。大新聞といふものは、あるけれども、その金利は人件費どころの騒ぎでどうかに他の合理化案を組合側に示した企業再建は可能である、そういうような点が人員整理である。その他にどこをどうするという問題について、人員整理のほかに何か話をされたかどうか、こういうふうにお答え願いたい。

○横錢委員 大体この程度の金利かといふうに想像はしておるのであります。金利は大体十五万円くらい毎月計上いたします。主として千葉銀行に払う金利でございます。

○須田参考人 経営上の秘密などは、ちつともございません。金利は大体十五万円くらい毎月計上いたします。主として千葉銀行に払う金利でございます。

○横錢委員 大体この程度の金利かといふうに想像はしておるのであります。金利は大体十五万円くらい毎月計上いたします。主として千葉銀行に払う金利でございます。

○横錢委員 金利というものは、相當な額に上つておる。この金利は人件費どころの騒ぎで金利といふのは相当な額に上つておる。この金利は人件費どころの騒ぎで金利といふのは相当な額に上つておる。

りたいと思います。

○須田参考人 銀行が金を貸してくれるという話は初耳でございまして、ちょっと私経営者側としては聞いておりません。

○横銭委員 問題はいろいろな点にあると思うのですが、千葉新聞は現在の規模をつぶしてしまって、その考え方が非常に都合がいい。そのの中では、今の役員の中にあるのではないか。その編集だけ行なって、印刷は小松川の輪転機を動かす、こういう方法でやるならば大体人員は百人程度で済む、こういうふうな構想のもとに、そこに一応編集だけ行なって、印刷は小松川の輪

転機を動かす、こういう方法でやるの今度の争議に対する前提があるのでないか、こういうような巻きの批判がまた相当出ておるのですが、この点について責任者であるあなたとしてはどういうふうに考えておられますか。

○須田参考人 デパート云々などといふ話は全然ございません。将来もないことを明言いたします。

○横銭委員 先ほどからの会社側の参考の方の御意見では、何とかしてこの新聞を発行していくたい、こういうふうな点の御答弁があつたと思うのですが、会社の方では、千葉新聞社は来月の二日に解散をするかどうかといふ問題でございまして、私どもにはどうにもならぬ問題でございますから、

自分たちの考え方をこの上に乗せるわけには参りませんので御了承願います。

○横銭委員 それならば承りますが、株主は大体何人ぐらいあって、その中の大半の株を持つておられる方は何人ぐらいか、一つお差しつかえない程度でお答え願いたい。

○須田参考人 よくこまかに覚えておりませんが、五、六十名であったと思します。それから千葉新聞は御承知のように発足当時十八万、この出発をするときに古庄四郎さん、中村庸一郎さん、荒木僧正さん、それからヤマサの醤油の社長さんの浜口さんでござりますが、そういう方たちが数人してお作りなったので、そういう人たちが今でも大株主であると思っておりますが、こまかい具体的な数字は存じません。

○横銭委員 株主の顔振れについてお触りにならなかつたわけで、今お話をなつたのは大分会社を作つた当時の顔振れであろう、現在では相当変つておるのであります。しかもこの株の大半を握つておる者はそ�数は多くない、こういうふうに承つておるのです。

〔中川委員長代理退席、大橋委員長代理着席〕
大橋委員長代理退席、大橋委員長代理着席

だとしますならば、あとの人数は一応この会社の運営あるいは解散という基本的な問題については発言を持つほど顔振れではない、こういうふうに思つておられるが、あとの人數は一応この会社の運営あるいは解散という基本的な問題については発言を持つほど顔振れではない、この場合に、会社が解散するかどうかという決意をしたというふうに聞いておるのです。この事実があるかどうか。

○須田参考人 事実はございます。ございますが、解散になるやら解散にならないやらはちょっと私のところではお答えできません。これは株主がきめる問題でございまして、私どもにはどうにもならぬ問題でございますから、

するならば解散というほんとうの腹を出をして新聞を発行していきたい、

こういうふうな気持ちには變りがない、こういう点どうでございましょうか。

○須田参考人 でき得るならばそうしたいと考えております。

○横銭委員 それでは最後に労働省の政府委員に承りますが、一昨日の参議院における千葉新聞問題での質問で、中西局長がきわめて意外な答弁をしておることが新聞に出でます。これ非常に意外な文句であつて、私は新聞の書き誤りではないかと考えてお

ったのですが、先ほど井堀委員の質問に対しして答えておられるのを見ると、やはり軽を一にしておる。従つてこれが新聞の報道が誤りではない、こう

いうふうに考えたわけなので、その観點から質問をするわけですが、こういうふうな労働協約の違反問題が出た場合に、労働省としてとつておる態度は、きわめて傍観的な、第三者的な態度をとつておることは非常に意外だと思うのです。労働省は労働法の取締りにも当り、指導にも当り、あるいはまた育成にも当つておるはずなんです。

○須田参考人 解散をするのだということを私のところでは責任を持ったことは依然として申し上げられませんが、私どもとしてはあの大へんなストライキになつてしまつて、株主に対しても何とも申しわけないし、少くとも会社の現状を報告したり、将来の問題についての御意見を伺う機会を持たねばならないと考えておつたのでございまして私は今ここで先生に解散は

できないと考えたのでございまして私が解説ができるやらできませんやうであるということはちよっと御答

弁しかねますから……。

○横銭委員 もう一つ伺いますが、そ

れでは会社の方としてはなるべく早く

うりんがある。このことに対する中西局長の答えといふものは、争議の場合には同意を得るといつても、事實上解雇というようなものについては同意を得られない場合が多いといふ答弁をしておる。あなたもそういうことを言つた。それが解散をするかどうかと

かわら切つてもいいのだ。切つたあとでは裁判所でやればいいということであつた。それがもしこういうふうな解雇の問題について同意を得られない、

は裁判所でやればいいということであれば、これは何のために労働協約をふだん結ぶのか、何のために金をかけて指導しているのかわからない。そ

は裁判所でやればいいことではありませんが、先ほど井堀委員の質問に対しして答えておられるのを見ると、やはり軽を一にしておる。従つてこれが新聞の報道が誤りではない、こう

いうふうに考えたわけなので、その観點から質問をするわけですが、こういうふうな争議の長期化あるいは困難、これをもたらすと思うのであります。この点に関する見解を一つ伺つておきました

○山崎説明員 先ほどお答えした通りであります。一昨日の参議院における中西労政局長のお答えは一般的なことを申し上げましたので、千葉新聞の場合につきましては具体的に承認してお

ませんでした。私ほど井堀委員の質問に対してお答えしたのであります。いかが、重ねての御質問でありますのでお答えします。

本件につきましては、争議発生する事項といふものは厳格に守らなければなりません。そのためには、また労使問題を解決するためには、約を結ばせる、労働協約によつて争議を絶やしていく、これが今日の社会に

おける労働省の役割でもあるし、かつていくためには、何といつても労働協約を結ばせる、労働協約によつて争議を絶やしていく、これが今日の社会に

です。従つて労働協約で締結をされた後には、明確なる労働協約のじゆうりんがある。このことに対する中西局長の答えといふものは、争議の場合には同意を得るといつても、事實上解雇というようなものについては同意を得られない場合が多いといふ答弁をしておる。あなたもそういうことを言つた。それが解散をするかどうかと

常に困難であります。そうして労働争議に入った以後において法律を明確に解釈することによってのみ労働争議が解決されない場合も相当多いのでありますて、現に労働委員会等におきましてこの問題が取り上げられ、解決に努力されておるときには、詳細に慎重に調査したのでなければ、これは違反あるいはこれは違反しないということを申し上げられないのでありまして、千葉新聞の場合もどのように交渉を持たれ、どのような経過をたどつたか、争議に入るまでの詳細な報告が実は得られなかつたので明確にし得ない。こういうことを申し上げたのであります。しかし労働協約を守らなくてよいというような考え方もあるらん持つておられません。労働協約は守らなければならぬ、守るために作られたものである、これによつて労使関係の安定を得られなければならない、こういうふうに考えております。

○横瀬委員 労働協約を守るといふことと、あるいはまた労働協約をどう指導するかということと、この千葉新聞の場合は切り離しても差しつかえない問題である。千葉新聞の問題で明確にこの協約上の問題を出すことが争議の解決に役立つと思わない、こういうふうな意味のことをあなたは先ほども言つておるのであるが、この労働協約を破つたが破らないかという法理上の問題と、現実に起つてゐる争議の解決という問題とは、この場合あなたの答弁としては、切り離していいのです。また中西局長も切り離しておる。われわれもまたそのつもりで聞いておる。ところが労働協約を侵犯した場合に、これは労使どっちが侵犯したとして

常に困難であります。そうして労働争議に入つた以後において法律を明確に解釈することによってのみ労働争議が解決されない場合も相当多いのでありますて、現に労働委員会等におきましてこの問題が取り上げられ、解決に努力されておるときには、詳細に慎重に調査したのでなければ、これは違反あるいはこれは違反しないということを申し上げられないのでありまして、千葉新聞の場合もどのように交渉を持たれ、どのような経過をたどつたか、争議に入るまでの詳細な報告が実は得られなかつたので明確にし得ない。こういうことを申し上げたのであります。しかし労働協約を守らなくてよいと

いうふうになつておることに對して、それに対する明確なあなたの答弁がない。これでは私は労働協約はほゞにひとしいと思う。これならばどんな協定を結んでおつても、いざという場合には役にも立たぬ。これを管理しておるところの労働省自身がまたあいまいな見当を出して、そうしてよく情報を見なければわからぬだの、どうだのやつているうちに日が過ぎてしまふ。がすべてを解決する、こういうふうなことをやつておつたのは話にならぬ。従つてこの点は明確に当局の方として態度をきめていただきたい、こういうふうに希望して打ち切ります。

○吉川(兼)委員 組合課長にお願いします。従つてこの点は明確に当局の方として態度をきめていただきたい、こういうふうに希望して打ち切ります。

○大橋委員長代理 参考人の方々にはお願いします。

午後二時二十九分休憩

午後四時九分開議

○藤本委員長代理 休憩前に引き続き、会議を開いたします。

都合により委員長が不在でございまので私が委員長の職務を行います。

第三条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のようによつて改正する。

（第三条中「保険料」の下に「一、一般会計ヨリノ受入金」を加える。）

第十八条ノ六中「昭和三十年度以降七箇年度間」を「昭和三十年度及昭和三十二年度以降六箇年度間」に改める。

（船員保険特別会計法（昭和二十四年法律第七十三号））の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項を次のように改める。

（船員保険法の一部改正）

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年四月一日から適用する。

（昭和三十一年度における負担の特例）

2 昭和三十一年度においては、改正後の健康保険法第七十条第一項中「費用ノ百分ノ十」とあるのは、「費用ニ付三十億円」と読み替えるものとする。

3 昭和三十一年度においては、改

正後の船員保険法第五十八条第一項第一号中「十分ノ一・五以内」とあるのは、「十分ノ一・五以内」と読み替えるものとする。

○滝井委員 このたび提出いたしました、健康保険法等の一部を改正する法律案について提案の理由を申し上げたいと存じます。

ご承知のごとく健康保険制度は、昭和二年実施以来今日に至るまで、三十

年にわたつて発展を続け、社会保険制度の中核として、国民の医療保障、国民

生活の安定に大きな役割を果してきて

いるのであります。現在健康保険は、

国家の基幹産業を中心とした労働人口の大

半に適用され、国が直接管理している

政府管掌健康保険には、五百十二万、

組合管掌のそれには三百五十万の労働

者が加入し、扶養家族を加えて、実に二千五百万に達せんとしているのであ

ります。しかも、その保険給付に要する費用は、すべて、事業主と被保険者

の醸出する保険料によつてまかなわれております。したがつて、事業主と被保険者

の負担は、一千五百六十億円に達せんと

あります。しかしながら、社会保険制度の運営のための事業費のみを負担しているのであります。しかしながら、社会保険制度の一環として、強制

加入の建前のもとに、国がみずから管

理に當つている制度である以上、国が

社会保険に対する責任を分担する意味

において、保険の本体である給付費に

ついて、國庫負担を行うことは当然で

あり、特に制度そのものが崩壊せんと

している今日においては、その危機を

未然に防ぎとめ、医療保障の一そうち

推進をはかるために格段の財政的配慮

が必要であると考えられるのであります。

す。健康保険等については、その給付費の二割以上を国庫負担すべしとの声は、関係各団体の年来の世論であります。ところが、治療医学の進歩や利用度の向上とともに、医療給付費は逐年急速に増大をいたしまして、そのため健保を初め各種の医療保険財政は深刻なる危機に見舞われるに至りました。たとえば政府管掌健康保険の医療給付費は昭和二十六年において百三十億円余、これが昭和二十九年には三百五十億円余、昭和三十年度には約四百億円、昭和三十一年度には四百四十二億円余と急ピッチで増大し、その結果昭和二十九年度には五十九億円余、昭和三十年度には約九十億円、昭和三十一年度には、六十六億円の赤字が見込まれるに至つたのであります。

健康保険制度は各種社会保険の中でも最も長い歴史と伝統を有し、実にわが国社会保険制度の根幹というべきで

あります。しかも現行健康保険の保険料率は世界的にもきわめて高率なもの

であり、従って保険料率を引き上げる余地も乏しく、さりとて旧態に逆行し

て患者の一部負担を強行することも適当ではないと信じます。すなわちこの

際医療給付費については当然相当程度の国庫負担をすべき旨を明らかにする必要があるうと信じ、所要の改正を試みたのであります。

すなわち健康保険については原則として医療給付の百分の十を国庫負担とし、船員保険についても同様趣旨の改

正で十分の一・五を負担いたしました。

百分の十といだしましたる趣旨は、政府管掌の健康保険が低所得階層を多

く包含しており、すでに国民健康保険においては、医療給付の百分の二十を国費で負担している、さらに医療給付費の四割は結核医療費であるところより、その一部を負担することが妥当であるといった次第であります。

なお昭和三十一年度についてはすでに予算が国会を通過していることでもあるし、これに対応した額を確保するための改正をいたしました。

以上の改正により医療保障の中核をなす政府管掌の健康保険及び船員保険についても、不満ながら最小限度の運営は可能であると思われるのであります。

御承知のように十一月八日社会保障制度審議会は政府に対して、医療保障制度に関する勧告を行い、また川崎厚生大臣当時のいわゆる七人委員会の報告が提出されている事情にかんがみ、これららの立案の精神をくみ取り、医療保険制度の根本的検討を行い、該制度の飛躍的拡充、すなわち国民皆保険実現への時間的余裕を確保するためにも本改正を必要としたいたした次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、御可決あらんことを切望いたします次第であります。

この法律は、公布の日から施行する。

第一条の二 引揚者であつて、医師第三十六条第三項又は第四項の規定に該当するものに対する医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることが受けた者は試験を受けることができる。ただし、前条又は同法同定による試験を受けた者はなされず、前条又は同法同定による試験を二回受けた者は試験を受けることができる。

第二条中「昭和三十一年」を「昭和三十五年」に改める。

第三条の二 引揚者であつて、歯科医師法第三十三条第三項又は第四項の規定に該当するものに対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることが受けた者は試験を受けることができる。

この法律は、公布の日から施行する。

〇藤本委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

第一條の二 引揚者であつて、医師第三十六条第三項又は第四項の規定に該当するものに対する医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることが受けた者は試験を受けることができる。

第二條中「昭和三十一年」を「昭和三十五年」に改める。

第三條の二 引揚者であつて、歯科医師法第三十三条第三項又は第四項の規定に該当するものに対する歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によることが受けた者は試験を受けることができる。

この法律は、公布の日から施行する。

〇藤本委員長代理 次に、医師等の免許及び試験の特例に関する法律案を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

まず提出者より趣旨の説明を聴取すことといたします。八田貞義君。

○藤本委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

く包含しており、すでに国民健康保険においては、医療給付の百分の二十を国費で負担している、さらに医療給付費の四割は結核医療費であるところより、その一部を負担することが妥当である」といたす次第であります。

なお昭和三十一年度についてはすでに予算が国会を通過していることでもあるし、これに対応した額を確保するための改正をいたしました。

以上の改正により医療保障の中核をなす政府管掌の健康保険及び船員保険についても、不満ながら最小限度の運営は可能であると思われるのであります。

この場合において、同法附則第七条中「昭和三十一年」とあるのは「昭和三十五年」と、「第二項の届出をした者」とあるのは「医師等の免許及び試験の特例に関する法律（昭和二十八年法律第百九十二号）」の一部を次のよう

く改定する。

第一條の二 引揚者であつて、医師

第三十六条第三項又は第四項の規

定に該当するものに対する医師免

許及び試験については、昭和三

十四年十二月三十一日まで、なお

同法同条第三項の例によることが

受けた者は試験を受けることができる。

第二條中「昭和三十一年」を「昭

和三十五年」に改める。

第三條の二 引揚者であつて、歯科

医師法第三十三条第三項又は第四

項の規定に該当するものに対する

歯科医師免許及び試験については、昭和三十四年十二月三十一日まで、なお同法同条第三項の例によ

ることができる。ただし、前条又は同法同定による試験を二回受けた者はな

れども、前条又は同法同定による試験を二回受けた者は試験を受けたことができる。

この法律は、公布の日から施行する。

〇八田委員 ただいま議題となりました、医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律案の提

案理由を御説明いたします。

終戦前に満州國、朝鮮、台灣、樺太等の地において、その地の制度によつて、医師、歯科医師の免許を得て開業していた者に対しましては、從来より

医師法、歯科医師法の附則などにより特例をもつて内地で開業する免許が与えられ、または國家試験の予備試験を受験する資格が与えられておりまし

た。

もとよりこれらの特例措置は、あく

まで終戦後の特殊事情に基く暫定的措

置として行われたものであります

が、この期限が切れようとする昭和二

〔参照〕

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案（第二十四回国会開法、参議院継続審査）に関する報告書
性病予防法等の一部を改正する法律案（第二十四回国会開法、参議院継続審査）に関する報告書
寄生虫病予防法の一部を改正する法律案（第二十四回国会衆法、参議院継続審査）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕